

目次

P -CV-3rd-★上告受理状20200923.....	2
P -CV-3rd-★上告状20200918.....	7

上告理由書兼上告受理申立理由書

令和2年9月23日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所（送達場所） 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
群馬県 同代表者 知事 山本 一太 電話 027-226-2045 FAX 027-243-3575

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和2年(ネ)第963号 慰謝料請求控訴事件について、令和2年9月10日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服であるから、上告および上告受理を申し立てます。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告理由

1 虚偽表示無効

原判決は、「以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。しかしながらこの判決は、後述の①から③の通り、不可欠の要素（控訴理由）を、合理的根拠無く、無視しており、人格権（自律権、憲法13条）侵害を看過しており、また、判決の理由が極めて片手落ちで、実質的な理由不備（民訴法312条2項六号）であるなど、程度問題として、不公正な判決であり、私への公然たる非人間扱いなので、個人の尊厳（憲法13条）の蹂躪であり、裁判を受ける権利（憲法32条）及び適正な手続を受ける権利（憲法13条又は31条）の侵害であり、それらの誤解釈であり、適用違憲ないし憲法遵守義務（憲法13、99条）違反ですから、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反（民訴法312条1項）なので上告理由に

当ります。

同時に、法令違反を看過しており、著しい経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反が多数有り、いずれも判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反であり、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条 1)なので、上告受理申立理由に当ります。

以上により、いずれも憲法や法令の誤解釈なので、上告と上告受理を申し立てます。

★最高裁判所が直視すべき非常事態です(組織的な司法拒絶による公序良俗の偽装)

後述の通り、本件は組織的な司法権濫用(隠蔽)であり、現行司法制度の想定外の非常事態ですから、その元締めである最高裁判所が対処しなければ、社会正義が保てません。

言い換えると、重大な事実誤認があり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反します。

ですから、規定された上告理由に係らず、必ず審判すべき案件だと考えます。

また、訴えたのが群馬県警による組織的隠蔽であり、加えて、公衆浴場における公序良俗違反の問題ですから、社会的影響度も大きい案件です。

公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当り前のことを見ぬことにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を偽ることです。

包囲網とは、被害届 2018 に記述の通り、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、私へ社会的村八分の輪(女のブラックリスト)です。

したがって、第一審の機能と S.O.S. を、最高裁判所に求めます。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定なので、取り消されるべきです。

第4 上告理由の説明 原審の主な不当性

原審は、当り前のことを見ぬことによる、司法拒絶ないし事案解明責任の放棄であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、職責への違背が著しく不当又は不法であって、裁判官としての誠実な権限行使と評価し難い程度に合理性を欠いております。

1 当り前の要素を無視したこと(認定要素の看過=公序良俗の偽装)

不可欠の要素を幾つも無視した点は、経験則違反かつ論理則違反と考えます。

可能性無との判断だとすれば経験則違反ですが、それは不可能なので論理則違反です。

これにより、裁判を受ける権利(憲法 32 条)及び適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害、信義則(民法 1 条 2)違反、公序良俗違反(民法 90 条)、不法行為責任(民法 709, 710 条)、犯人隠避罪(刑法 103 条)と公務員職権濫用罪(刑法 193 条)と脅迫罪(刑法第 222 条)などを看過しております。

当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。これによって、犯罪事実と違法性を否定していますから、必ず手続(告訴)妨害です。

第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反(民法 90 条)です。

第二に、人権侵犯性であり、合理的根拠無く、私の被害者性を無視しており(人格否定)、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、「お前の訴え(人権)など認めない」との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、脅迫罪(刑法 222 条)です。

また、手続(告訴)妨害なので、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)、ないし、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害

であり、公務員職権濫用罪(刑法 193 条)です。

2 控訴理由を無視したこと(手続的違法=司法拒絶)

控訴理由を一切無視しており、裁判の手続目的を逸脱しており、訴訟手続上の重大な違反であり、当り前に、裁判を受ける権利(憲法 32 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害です。

3 理由不備であること

控訴理由を否定した理由を全く示しておらず、理由不備(民訴法 312 条 2 項六号)です。

第5 上告理由の詳細(原判決の問題点)

●反論 原判決は法令違反であり憲法違反です(判決書 2 頁上)

第3 当裁判所の判断については、全てが一審判決通りとのことで、控訴状に対する理由が一切有りませんので、以下の通り、包括的に摘示します。

★ イスの横取り行為の 100%の侵犯性を看過(判定洩れ)

詳しくは既述の通り、閑散状態の公衆浴場においては、自分が使用中の浴場のイスを、いざれまた戻って来て座るつもりで、いちいち片付けることなく、そのまま置き去りにして露天風呂に行く行為は、他の多くの洗い場は空いているので場所取りには当たらず、他の利用者に迷惑を掛ける懸念は無いことから、極めて普通の、合理的な選択です。

また、この置き去りにしたイスやタオルによって、私が使用中であること(戻って来て再び座るつもりであること)が視覚的に明らかな状況ですから、戻って来る迄の間にも、人格的生存に必要な自分の身体とその周辺への人格権(自律権、憲法 13 条)が及んでいるので、もしこれを黙って横取りすれば、たとえ過失だとしても、行為として既に、人格権の侵害です。また、公然と他人の存在を否定する行為なので、当り前に、紛争の火種となり、社会秩序を乱す、超危険な、極めて反社会的な行為であり、どこにも前例が無いことは、一般人が、このことを熟知しており、横取りにならぬよう確認を徹底している証左です。

従って、本件横取り者 2 名が横取りにならぬよう充分な注意を怠った点は尋常ではなく、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、少なくとも過失であり、信義に従った誠実な義務の履行(洗い場の選択や注意義務の履行)とは言えず、著しく信義則(民法 1 条 2)違反です。更には以下の通り、100%故意の害意に相違無く、こちらの面からも人格権の侵害です。

一般人は、超閑散の状況では、空いている洗い場を選ぶこと、もし置いて在った椅子に敢えて座ろうとするなら、横取りにならぬよう充分な注意を払うこと、などから、片付け忘れたと根拠無く思い込む余地(蓋然性)が全く無いこと、イスの横取り行為がどこにも前例の無い私限りの現象であること(甲 7 から 9 号)、それなのに横取りが短期間(3か月)内に 10 回も連発したこと、横取り者が全て別人だったこと、などの蓋然性を総合すると、当り前に、私を狙ったイスの横取りを故意に反復してみせることによる、一連の害意の表示に相違無く、包罔網としての全横取り者の事前共謀による威力としか説明が付きません。

つまり、「お前を認めない」との、人格的生存(生命か自由か名誉)への無言の害意(脅迫罪、刑法 222 条、侮辱罪、刑法 231 条)か、または、「お前を消すぞ」との殺意です。

本件横取り者 2 名が其々、私が使用中のイスを故意に横取りしたことは、行為として既に、著しく社会的妥当性を欠く不相当な違法行為であり、それによって、私の人格権(自律権、憲法 13 条)を侵害し、もしくは「使用中のイスを不当に横取りされない利益」を侵害したので、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者」に当り、これによって生じた精神的損害(私の物理的存在を皆から否定されたことによる激しい屈辱と包囲網の威力脅迫の恐怖)を賠償する責任を負います(不法行為責任、民法 709, 710 条)。

この判定は、本件横取り行為が人格権(自律権、憲法 13 条)侵害に当ることを看過し、「なんらとがめられるべき行為ではなく」(一審判決書 10, 11 頁)としたことは、憲法の誤解釈であり、憲法遵守義務(憲法 13、99 条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(民訴法 312 条 1 項)に当り、また、既述の極めて高度の蓋然性を合理的根拠無く無視した無根の心証なので、実質的な理由不備(民訴法 312 条 2 項六号)です。

同時に上記各法令の誤解釈であり、判決に影響を及ぼす、著しい経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反であり、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条)に当たります。

群馬県警沼田警察署の法令違反であり人権侵害です

群馬県警沼田警察署が、私の当り前の三度の訴えを、合理的根拠無く無視したことは、当り前に被害は継続することから(20200106 再発)、警察法 2 条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)や、犯罪捜査規範 4 条(合理捜査、根拠に基かない憶測を排除など)、警察法 1 条(個人の権利と自由を保護)などへの法令違反です。

また、本件横取り者 2 名の害意を否定する根拠がない以上、身元の開示を拒否したことは、通報目的と私の被害者性を無視しているので、手続(告訴)妨害であり、上記同様に法令違反であり、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、生命に対する権利(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反です。

原審が控訴理由を一切無視したことは法令違反であり人権侵害です

裁判を受ける権利(憲法 32 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、その誤解釈であり、「職務を怠り」(裁判所法 49 条)に当たります。

群馬県警と一審と二審に共通の違法性

当り前の訴えを合理的根拠無く無視することは、当り前に、職責(法令)違反です。

既述の通り、このような甚だしい誤判断が偶然に重なることは有り得ないので明らかに故意であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えず、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、また、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)であり、生命に対する権利(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や、裁判を受ける権利(憲法 32 条、裁判所のみ)の侵害であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法 82 条、各県警を除く)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条、地方公務員法 33 条)であり、犯人隠避罪(刑法 103 条)と公務員職権濫用罪(刑法 193 条)と脅迫罪(刑法第 222 条)です。

●●100%故意の蓋然性をまたも無視(判定洩れ)

致命的な経験則違反

これらを認めないことは、典型的な公序良俗の偽装です。

本件の焦点が、①横取り行為の現象的希少性と、②間違える(片付け忘れだと思い込む)余地が無い、あるいは、③超危険行為なのは誰でもわかっているはずだという、判断(選択)の恣意性、に有ることは誰でもわかるはずです。

①どこにも前例の無い行為が短期間に10連発している蓋然性や、②余地の無い間違いをしている蓋然性や、③わかり切った超危険行為を敢えて行った蓋然性に、特別の意図(動機)を感知することは、刑事の基本であり、本件の焦点なので、当たり前に、判定は不可避です。これらを強調したのに、一審判決では、一つも触れてもらいません。

更に控訴審では、どこにも前例が無い証拠を追加したのに、やはり一つも触れてもらいません。

理由になつてゐない例の摘示

●「(横取りは)なんらとがめられるべき行為ではなく」(一審判決書10,11頁) 経験則違反(説明)(控訴状4頁) 「公然たる害意の表示であり、個人の尊厳の蹂躪です」

既述の通り、著しく信義則違反かつ公序良俗違反なので、必ず人格権(自律権)の侵害であり、更に、殺意や侮辱を意味する超危険行為であるのに、合理的根拠無く無視しています。

●「沼田署は事件性が認められない理由を伝えた」旨(判決書10,11,13頁) 論理則違反

(説明)(控訴状5頁) 繰り返しますが、以下の所見は、いずれも理由になつていません。

①「間違えたそだから違法性は無い」旨は、既述の通り、

- そもそも間違ないので蓋然性が有りません(経験則違反)。
- 故意ではなかったとする根拠が有りません(論理則違反)。
- 前例の無い行為には当然に動機が有り、また、既述の害意を否定する根拠が有りません。

②「公共物・場だから違法性は無い」旨 論理則違反

公共物・場(間接事実)だと違法性が阻却される理由が無く、また、既述の蓋然性の説明に全くなつていません。

●「脅迫したり侮辱したりする意図はないのが通常である」(一審判決書10,11頁)

(説明)(控訴状5頁) ①前例の無い現象に対し、「通常」などと言えません。 経験則違反

②それを言うなら、横取りしないのが通常であり、異常な行為に適法性は推定できません。

③既述の蓋然性を無視しており、「人は不法行為などしない」と同列の詭弁です。

●「私のイスだと特定できないはずだから狙ったとは言えない」旨(判決書10,11頁)

(説明)(控訴状5頁) 包囲網としての私への常時監視だからこそ特定可能なのであり、既述の蓋然性、特に、私限りの現象である点の説明になり得ません。 論理則違反

★また、訴状に添付した被害届2018と恣意性一覧表が示唆する相互関連性から、包囲網の実在に疑いの余地はないはずですが、無視しています。

第6 附属書類 副本7通

以上

上告状兼理由書

令和2年9月23日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所（送達場所） 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
群馬県 同代表者 知事 山本 一太 電話 027-226-2045 FAX 027-243-3575

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和2年(ネ)第963号 慰謝料請求控訴事件について、令和2年9月10日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服であるから上告します。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告理由

1 虚偽表示（公序良俗違反）無効

原判決は、「以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。しかしながらこの判決は、後述の通り、当り前のこと（控訴理由）を、合理的根拠無く、無視しており、それにより、一審判決と同様、判決の理由が極めて片手落ちで、実質的な理由不備（民訴法312条2項六号）であり、結果として人格権侵害や人権侵害を看過（誤解釈）しているので、憲法遵守義務（憲法13、99条）違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反（民訴法312条1項）であり、私への公然たる非人間扱いですから上告します。

① 当り前のこと、合理的根拠無く、認めず、又は、無視したこと（公序良俗の偽装）

② 控訴理由を、合理的根拠無く、認めず、又は、無視したこと(司法拒絶)

控訴理由を一切無視しており、裁判の手続目的を阻害しており、訴訟手続上の重大な違反であり、当り前に、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害です。

③ 判決の理由が極めて片手落ちなこと(理由不備)

控訴理由を否定した理由を全く示しておらず、理由不備(民訴法 312 条 2 項六号)です。

(まとめ) 最高裁判所が直視すべき案件です(組織的な司法拒絶)

後述の通り、本件は組織的な司法権の濫用であり、他の上告事件とは原因が異なります。

組織的な司法権濫用(隠蔽)は現行制度の想定外ですから、その元締めである最高裁判所が対処しなければ、社会正義が保てません。

ですから、規定された上告理由に係らず、非常事態として必ず審判すべき案件だと考えます。民事の上告は組織的な隠蔽には対処できない、という結論でいいのか?ということです。

また、訴えたのが県警による組織的隠蔽であり、加えて、公衆浴場における公序良俗の問題ですから、社会的影響度も大きい案件です。

公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当り前のことと認めないことにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を偽ることです。

包囲網とは、被害届 2018 に記述の通り、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、私へ社会的忖八分の輪(女のブラックリスト)です。

したがって、私としては、第一審の機能と S.O.S. を、最高裁判所に求めるしかありません。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定なので、取り消されるべきです。

第4 上告理由の説明

① 当り前の要素を、合理的根拠無く、認めず、又は、無視したことの違法性

これによって、犯罪事実と違法性を否定し隠蔽していますから、必ず手続(告訴)妨害です。

当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。認めないと、心証だけで理由が無いか、一応の理由は有るが、極めて片手落ちで理由になつていないので、実質的に理由が無いということです。

無視するとは、判定洩れということです。

第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反(民法 90 条)です。

第二に、人権侵犯性であり、合理的根拠無く、私の被害者性を無視しており(人格否定)、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、「お前の訴え(人権)など認めない」との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、脅迫罪(刑法 222 条)です。

また、手続(告訴)妨害なので、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)、ないし、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、公務員職権濫用罪(刑法 193 条)です。

第5 上告理由の詳細(原判決の問題点)

●反論 原判決は憲法違反です(判決書 2 頁上)

第3 当裁判所の判断について、要するに、全てが一審判決通りとのことで、控訴状に対する理由が一切有りませんので、以下の通り、包括的に摘示します。

★ イスの横取りの 100%の侵犯性を看過(判定洩れ)

詳しくは既述の通り、閑散状態の公衆浴場においては、自分が使用中の浴場のイスを、いざれまた戻って来て座るつもりで、いちいち片付けることなく、そのまま置き去りにして露天風呂に行く行為は、他の多くの洗い場は空いているので場所取りには当たらず、他の利用者に迷惑を掛けた懸念は無いことから、極めて普通の、合理的な選択です。

この置き去りにしたイスやタオルによって、私が使用中であること(戻って来て再び座るつもりであること)が視覚的に明らかな状況ですから、戻って来る迄の間にも、人格的生存に必要な自分の身体とその周囲への人格権(自律権、憲法13条)が及んでいますので、もしこれを黙って横取りすれば、たとえ過失だとしても、必ず人格権の侵害です。

他人の存在を否定するような言動は、すべからく人格否定であり、人格権の侵害です。

同時に、信義に従った誠実な義務の履行(洗い場の選択や注意義務の履行)とは言えず、著しく信義則(民法1条2)違反です。

加えて以下の通り、100%故意の害意に相違無く、こちらの面からも人格権の侵害です。

一般人は、超閑散の状況では、空いている洗い場を選ぶこと、もし置いて在った椅子に敢えて座ろうとするなら、横取りにならぬよう充分な注意を払うこと、などから、片付け忘れたと根拠無く思い込む余地(蓋然性)が無いこと、どこにも前例の無い私限りの現象であること、それなのに横取りが短期間(3か月)に10回も連発したこと、横取り者が毎回別人だったこと、などの蓋然性を総合すると、当たり前に、私を狙ったイスの横取りを故意に反復してみせることによる、一連の害意の表示に相違無く、包围網としての全横取り者の事前共謀による威力としか説明が付きません。

つまり、「お前を認めない」との、人格的生存(生命か自由か名誉)への無言の害意(脅迫罪、刑法222条、侮辱罪、刑法231条)か、または、「お前を消すぞ」との殺意です。

この判定は、本件横取り行為が人格権(自律権、憲法13条)侵害に当ることを看過し、「なんらとがめられるべき行為ではなく」(一審判決書10,11頁)と誤判定しているので、憲法の誤解釈であり、社会的影響度も大きく、憲法遵守義務(憲法13、99条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(民訴法312条1項)に当り、また、当たり前の要素を合理的根拠無く無視した無根の心証なので、実質的な理由不備(民訴法312条2項六号)です。

★ イスの横取りの 100%の反社会性を看過(判定洩れ)

イスの横取りは、公然と他人の存在を否定する行為なので、当たり前に、紛争の火種となり、社会秩序を乱す、超危険行為ですから、極めて反社会的です。

一般人は、このことを熟知しており、横取りにならぬよう確認を徹底しているからこそ、横取りの前例が無いのです。

警察が犯罪被害を無視したことは人権侵害であり憲法違反です

群馬県警沼田警察署が、私の当り前の犯罪被害の訴えを、実質的に合理的根拠無く無視したことは、当り前に被害は継続することから、警察法2条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)や、犯罪捜査規範4条(合理捜査、根拠に基かない憶測を排除など)、警察法1条(個人の権利と自由を保護)などへの法令違反です。

また、被疑者(本件横取り者)2名の害意を否定する根拠がない以上、身元の開示を拒否したことは、通報目的と私の被害者性を無視しているので、手続(告訴)妨害であり、同様に法令違反であり、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、生命に対する権利(憲法13条)や適正な手続を受ける権利(憲法13条)の侵害であり、憲法遵守義務(憲法13、99条)違反です。

原審が控訴理由を無視したことは人権侵害であり憲法違反です

控訴審が控訴理由を、合理的根拠無く、一切無視したことは、裁判の手続目的を満たしておらず、実質的な司法拒絶であり、正当性の余地は無く、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害であり、品位を辱める行状(裁判所法49条(懲戒))です。

群馬県警と一審と二審に共通の違法性

当り前の訴えを合理的根拠無く無視することは、当り前に、職責(法令)違反です。

いずれも著しく不合理であり、このような甚だしい経験則違反や判定洩れが偶然に重なることは有り得ないので故意であり、其々、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えず、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法90条)であり、生命に対する権利(憲法13条)や適正な手続を受ける権利(憲法13条)や、裁判を受ける権利(憲法32条、裁判所のみ)、の侵害であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条、各県警を除く)であり、信用失墜行為(国家公務員法99条、地方公務員法33条)であり、犯人隠避罪(刑法103条)と公務員職権濫用罪(刑法193条)と脅迫罪(刑法第222条)です。

●●100%故意の蓋然性をまたも看過(判定洩れ) 超経験則違反

本件の事件性の焦点が、①横取り行為の現象的希少性と、②間違える(片付け忘れたと思いつむ)余地が無い、あるいは、③超危険行為なのは誰でもわかっているはずだという、判断(選択)の恣意性、に有ることは誰でもわかるはずです。

①どこにも前例の無い行為が短期間に10連発している蓋然性や、②余地の無い間違いをしている蓋然性や、③わかり切った超危険行為を敢えて行った蓋然性に、特別の意図(動機)を感知することは、刑事の基本であり、本件の焦点なので、当り前に、判定は不可避です。これらを強調したのに、一審判決では、一つも触れてもいません。

更に控訴審では、どこにも前例が無い証拠を追加したのに、やはり一つも触れていません。特に①は100%故意の証左であり、これを認めないことは、典型的な公序良俗の偽装です。

理由になつてない例の摘示

● 「(横取りは)なんらとがめられるべき行為ではなく」(一審判決書10,11頁)

(説明)(控訴状4頁) 「公然たる害意の表示であり、個人の尊厳の蹂躪です」
既述の通り、著しく信義則違反の行為なので、必ず人格権(自律権)の侵害であり、更に、殺意や侮辱を意味する超危険行為であるという主張を合理的根拠無く無視しています。

●「沼田署は事件性が認められない理由を伝えた」旨(判決書10,11,13頁)

(説明)(控訴状5頁) 繰り返しますが、沼田署の所見は、いざれも理由になっていません。

①「間違えたそだから違法性は無い」旨は、二重に無根ないし経験則違反です。

・既述の通り、そもそも間違えないので蓋然性が有りません。

・犯人が嘘を吐くのは当たり前であり、また、故意ではなかったとする根拠が有りません。

・前例の無い行為に害意を感じて当然なので、既述の害意を否定する根拠になり得ません。

②「公共物・場だから違法性は無い」旨 極めて片手落ち

既述の蓋然性、特に、私限りの現象である点の説明になり得ません。

●「脅迫したり侮辱したりする意図はないのが通常である」(一審判決書10,11頁)

(説明)(控訴状5頁) ①前例の無い現象に対し、「通常」などと言えません。 経験則違反

②それを言うなら、横取りしないのが通常であり、異常な行為に適法性は推定できません。

③既述の蓋然性に対する理由になり得ず、「人は不法行為などしない」と同列の詭弁です。

●「私のイスだと特定できないはずだから狙ったとは言えない」旨(判決書10,11頁)

(説明)(控訴状5頁) 包囲網としての私への常時監視だからこそ特定可能なのであり、既述の蓋然性、特に、私限りの現象である点の説明になり得ません。

また、訴状に添付した被害届2018と恣意性一覧表の記載から、包囲網の実在に疑いの余地はないはずです。

第6 附属書類

副本7通

以上